

昭和四十七年法律第八十六号

新都市基盤整備法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 新都市基盤整備事業

第一節 新都市基盤整備事業の認可等(第七条―第九条)

第二節 土地等の取用の特例(第十条―第二十一条)

第三節 土地整理

第一款 通則(第二十二條―第二十九條)

第二款 換地計画(第三十條―第三十八條)

第三款 仮換地の指定、換地処分、清算及び権利関係の調整(第三十九條―第四十三條)

第四節 処分計画(第四十四條―第四十七條)

第五節 施設用地の処分等(第四十八條―第五十二條)

第三章 雑則(第五十三條―第六十六條)

第四章 罰則(第六十七條―第七十條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、人口の集中の著しい大都市の周辺における新都市の建設に関し、新都市基盤整備事業の施行その他必要な事項を定めることにより、大都市圏における健全な新都市の基盤の整備を図り、もつて大都市における人口集中と宅地需給の緩和に資するとともに大都市圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「新都市基盤整備事業」とは、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)及びこの法律に従つて行なわれる新都市の基盤となる根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

2 この法律において「土地整理」とは、施行区域内において施行者が取得している土地(第七項各号に掲げる土地及び他人の権利の目的となつていない土地を除く。)の全部又は一部を根幹公共施設の用に供すべき土地又は開発誘導地区に充てるべき土地として集約し、及び施行区域内のその他の土地を集約するために第二章第三節の規定に従つて行なわれる土地の区画形質の変更並びに公共施設(第七項第一号に規定する公共施設をいう。)の変更(施行区域内のその他の土地を集約するための必要最少限度の新設を含む。)をいう。

3 この法律において「施行者」とは、新都市基盤整備事業を施行する者をいう。
4 この法律において「施行区域」とは、新都市基盤整備事業を施行する土地の区域をいう。
5 この法律において「根幹公共施設」とは、施行区域を良好な環境の都市とするために必要な根幹的な道路、鉄道、公園、下水道その他の公共の用に供する施設として政令で定めるものをいう。

6 この法律において「開発誘導地区」とは、施行区域を都市として開発するための中核となる地区として、一団地の住宅施設及び教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で施行区域内の居住者の共同福祉若しくは利便のため必要なもの用に供すべき土地の区域又は都市計画法第十二条第一項第三号に規定する工業団地造成事業が施行されるべき土地の区域をいう。

7 この法律において「当初取用率」とは、根幹公共施設の用に供すべき土地の面積と開発誘導地区に充てるべき土地の面積とを合算した面積から施行者が事業計画の認可の申請の時ににおいて施行区域内に所有している土地(次に掲げる土地及び他人の権利の目的となつていない土地を除く。)の面積を控除した面積の施行区域(施行者が事業計画の認可の申請の時ににおいて所有している土地(他人の権利の目的となつていない土地を除く。))及び次に掲げる土地で施行者以外の者の所有に係るものの区域を除く。)の面積に対する割合をいう。

一 道路、広場、河川その他の政令で定める公共の用に供する施設(以下「公共施設」という。)の用に供される土地で国又は地方公共団体が所有するもの
二 前号に掲げるもののほか、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)その他の法律により土地等を収用し、又は使用することができず事業の用に供されている土地
三 学術上又は宗教上特別な価値のある土地で政令で定めるもの
8 この法律において「確定取用率」とは、根幹公共施設の用に供すべき土地の面積と開発誘導地区に充てるべき土地の面積とを合算した面積から施行者が第十三条第一項に規定する日ににおいて施行区域内に所有している土地(前項各号に掲げる土地及び他人の権利の目的となつていない土地を除く。)の面積を控除した面積の施行区域(同項各号に掲げる土地で施行者以外の者の所有に係るもの、施行者が同日において所有している土地(他人の権利の目的となつていない土地を除く。))及び第十條第三項の規定により施行者が収用することができない土地(施行者の所有に係る部分を除く。)の区域を除く。)の面積に対する割合をいう。

(新都市基盤整備事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画)
第二条の二 都市計画法第十二条の二第二項の規定により新都市基盤整備事業に係る市街地開発事業等予定区域について都市計画に定めるべき区域は、次に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。
一 人口の集中に伴う住宅の需要に応ずるに足りる適当な宅地が著しく不足し、又は著しく不足するおそれがある大都市の周辺の区域で、次に掲げる要件を備えているものであること。
イ 良好な住宅市街地が相当部分を占める新都市として一体的に開発される自然的及び社会的条件を備えていること。
ロ 人口の集中した市街地から相当の距離を有する等の理由により、当該区域を新都市として開発するうえで、公共の用に供する施設及び当該区域の開発の中核となる地区を先行して整備することが効果的であると認められること。
二 当該区域内において建築物の敷地として利用されている土地がきわめて少ないこと。
三 一ヘクタール当たり百人から三百人を基準として五万人以上が居住できる規模の区域であること。

四 当該区域の相当部分が都市計画法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内にあること。
(新都市基盤整備事業に関する都市計画)
第三条 都市計画法第十二条第二項の規定により新都市基盤整備事業について都市計画に定めるべき施行区域は、市街化区域内の次に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。
一 前条各号に掲げる条件に該当すること。
二 当該区域を住宅市街地が相当部分を占める新都市とするために整備されるべき主要な根幹公共施設に関する都市計画が定められていること。

第四条 新都市基盤整備事業に関する都市計画においては、都市計画法第十二条第二項に定める事項のほか、根幹公共施設の用に供すべき土地の区域、開発誘導地区の配置及び規模並びに開発誘導地区内の土地の利用計画を定めるものとする。
2 新都市基盤整備事業に関する都市計画は、次に掲げるところに従つて定めなければならない。
一 道路、公園、下水道その他の施設のに関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。

二 当該区域が、良好な住宅市街地が相当部分を占める新都市として適正な配置及び規模の根幹公共施設を備えるものとなるように、当該施設のために供すべき土地の区域を定めること。
三 開発誘導地区については、当該区域の市街化を誘導するうえで効果的であるように配置し、その面積が当該区域の面積の四十パーセントをこえないように定めること。
四 開発誘導地区内の土地の利用計画は、開発誘導地区内に配置されることとなる住宅施設、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設の用に供すべき土地又は都市計画法第

九 開発誘導地区内の土地の利用計画は、開発誘導地区内に配置されることとなる住宅施設、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設の用に供すべき土地又は都市計画法第

十二条第一項第三号に規定する工業団地造成事業が施行されるべき土地の区域の配置及び規模が新都市として適正なものとなるように定めること。

(新都市基盤整備事業の施行)

第五条 新都市基盤整備事業は、都市計画事業として施行する。

2 都市計画法第六十条及び第六十四条の規定は、新都市基盤整備事業には適用しない。

(施行者)

第六条 新都市基盤整備事業は、地方公共団体が施行する。

第二章 新都市基盤整備事業

第一節 新都市基盤整備事業の認可等

(認可の申請)

第七条 新都市基盤整備事業について都市計画法第五十九条の認可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 施行者の名称

二 新都市基盤整備事業の名称

三 事業計画

2 前項第三号の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 施行区域

二 根幹公共施設の用に供すべき土地として定めるものの配置及び規模

三 開発誘導地区の配置及び規模

四 当初収用率

五 事業施行期間

3 第一項の申請書には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 施行区域を表示する図面

二 根幹公共施設の用に供すべき土地として定めるものの配置及び規模を表示する図書

三 開発誘導地区の配置及び規模を表示する図書

四 資金計画書

五 その他国土交通省令で定める図書

4 第二項第一号及び前項第一号の施行区域の表示は、土地に関し権利を有する者が自己の権利に係る土地が施行区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならない。

(都市計画法の適用の特則)

第八条 新都市基盤整備事業に対する都市計画法の適用に関しては、次に定めるところによる。

一 都市計画法第六十二条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第六十七条第一項、第六十八条第一項及び第七十二条中「事業地」とあるのは、「施行区域」とする。

二 都市計画法第六十二条第一項中「都市計画事業の種類」とあるのは、「新都市基盤整備事業の名称、当初収用率」と、「第六十条第三項第一号及び第二号」とあるのは、「新都市基盤整備事業第七号第三項第一号から第三号まで」とする。

三 都市計画法第六十三条第一項中「第六十条第三項第一号」とあるのは、「新都市基盤整備法第七号第一項第三号」とする。

四 都市計画法第七十二条第一項中「第六十条第三項第一号」とあるのは、「新都市基盤整備法第七号第三項第一号」とする。

第九条 都市計画法第六十七条の規定は、建築物及びその敷地に供されている土地、他人の権利の目的となつてゐる土地、次条第三項に規定する施行者が収用することができない土地並びに第十四条第三項の規定により確定された土地の部分を含まない土地については、適用しない。

2 都市計画法第六十七条第二項の規定により売買が成立したものとみなされる場合(第十四条第三項の規定により確定された土地の部分の譲り渡そうとする場合に係る場合を除く。)において

は、施行者は、届出に係る土地を譲り受けようとした相手方に対して、売買が成立したものとみなされる旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、その通知を受けた日(第十三条第二項の規定による公告の日)に前項の規定による通知を受けた者にあつては、当該公告の日)から三十日以内に、施行者に対し、施行者が取得した土地について、第十四条第三項の規定による確定がされている土地にあつては当該確定された部分以外の部分を、同項の規定による確定がされていない土地にあつては当該土地の面積に確定収用率を乗じて得た面積の部分を指定して同項の規定により確定される部分以外の部分を買ひ受けるべきことを請求することができる。

4 前項の規定により買ひ受けるべき土地の価額は、施行者と同項の規定による請求をした者とが協議して定める。

5 前項の規定による協議が成立しないときは、同項に規定する者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

第二節 土地等の収用の特例

(土地等の収用の特例)

第十条 施行者は、施行区域(第二条第七項各号に掲げる土地の区域を除く。以下この節において同じ。)内の各筆の土地について、当該各筆の土地の面積に確定収用率を乗じて得た面積の土地を収用することができる。ただし、第十三条第二項の規定による公告の日前に土地収用法第三十九条第二項の規定による請求があつた土地については、当該土地の面積に当初収用率を乗じて得た面積の土地を収用することができる。

2 施行者は、施行区域内の土地にある土地収用法第五条第一項又は第三項に掲げる権利について、その権利の目的となつてゐる土地の面積に確定収用率を乗じて得た面積の土地の上に存する権利を収用することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 都市計画法第六十二条第一項の規定による告示があつた後に、施行者が当該告示の時における施行区域内の各筆の土地(当該告示があつた後合併された土地については、合併後の土地。以下この項において同じ。)について確定収用率以上の部分を取得したときは、当該各筆の土地については、収用することができる。

4 第一項又は第二項の規定により面積を算定する場合に生ずる端数の処理については、政令で定める。

(補償等について周知させるための措置の特例)

第十一条 施行者は、土地収用法第二十八条の二の規定により補償等について周知させるための措置を講ずる場合においては、同条に規定する事項のほか、当初収用率その他国土交通省令で定める事項を附加してしなければならない。

(土地の取得のための措置等)

第十二条 施行者は、前条に規定する措置を講じた後、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、施行区域内の土地の所有者に対して、二月を下らない期間を定めて、その所有に係る土地を売り渡すべき旨の申込みを促す措置を講ずるとともに、施行区域内の土地の取得に努めなければならない。

(確定収用率の届出及び公告)

第十三条 施行者は前条の規定に基づいて定めた期間の満了後二月を経過した日における確定収用率を算定し、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、確定収用率を公告しなければならない。

(収用すべき土地の部分の指定等)

第十四条 施行区域内の土地の所有者又は土地に関して所有権以外の権利を有する者(先取特権者、質権者、抵当権者、既登記の差押債権者又は既登記の仮差押債権者を除く。以下「関係利益

権者」という。)は、前条第二項の規定による公告があつた後、国土交通省令で定めるところにより、施行者に対し、自己の権利に係る各筆の土地について、施行者が収用すべき土地の部分各筆ごとが一団のものとなるように指定し、その旨を申し出ることができる。

2 土地の共有者がその共有に係る土地について前項の規定による指定しようとするときは、当該土地について二分の一をこえる共有持分を有する者の合意に基づかなければならない。

3 施行者は、第一項の規定による申出又は土地の部分指定して第九條第三項の規定による買受けの請求があつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、申出又は請求をした者の立会いを求め、その指定に係る土地について測量を行ない、指定された土地の部分につき、申出又は請求に係る土地の面積に確定収用率を乗じて得た面積の土地の部分確定し、これを表示した図面を作成しなければならない。

4 第一項の規定により収用すべき土地の部分指定された場合においては、施行者は、前項の規定により確定された土地の部分以外の土地を収用することができない。

5 第三項の規定による土地の部分の確定は、その確定後新たに土地の所有者又は関係用益権者となつた者についても、その効力を有する。

第十五条 土地の所有者又は関係用益権者が異なつた土地の部分指定した場合における土地収用法第四章の規定の適用については、それぞれの指定に係る土地の部分について前条第三項の規定により確定された土地の部分の収用しようとする土地とみなす。

2 土地の所有者又は関係用益権者が異なつた土地の部分指定した場合において、土地の所有者及び関係用益権者の全員の合意に基づき新たな指定がされたときは、従前の指定は、その効力を失う。ただし、土地収用法第三十六條第一項に規定する土地調査が作成された後における新たな指定については、この限りでない。

(収用すべき土地の部分の指定後に分割又は合併がされた場合)

第十六条 第十四條第三項の規定により同条第一項の規定に係る土地の部分が確定された後は、当該指定に係る土地が分割され、又は合併された場合においても、同条第四項の規定の適用に関しては、当該指定に係る土地につき分割又は合併がされなかつたものとみなす。

(土地所有者又は関係用益権者の指定がない場合の措置)

第十七条 第十三條第二項の規定による公告があつた日から三月を経過しても土地の所有者又は関係用益権者のうちに第十四條第一項の規定による指定をしない者があつたときは、施行者は、その者に対して、同項の規定による指定をすることができる旨を通知しなければならない。

2 土地の所有者又は関係用益権者は、前項の規定による通知の後二週間を経過したときは、第十四條第一項の規定による指定をすることができない。

3 前項に規定する期間を経過する日までに土地の所有者又は関係用益権者のうちに第十四條第一項の規定による指定をした者がいないときは、施行者は、収用すべき土地の部分指定することができる。

(収用する土地の区域を決定する場合における配慮)

第十八條 土地の所有者又は関係用益権者が異なつた土地の部分指定した場合における権利取得裁決においては、それぞれの指定に係る土地の所有者及び関係用益権者相互の利益の衡平が図られなければならない。

(権利の収用に関する土地収用法の準用)

第十九條 第十二條から前条までの規定は、土地収用法第五條第一項又は第三項に掲げる権利を収用する場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(買受権)

第二十条 第四十一条において準用する土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第百三条第四項の規定による公告があつた日の翌日以後において、かつ、都市計画法第六十二条第一項の規定による告示の日から二十年以内、事業の廃止、変更その他の事由によつて根幹公共施設の利用に供すべき土地又は開発誘導地区内の土地の全部又は一部が不用となつたときは、権利取得裁決において定められた権利取得の時期に土地所有者であつた者又はその包括承継人(以下「買受

権者」と総称する。)は、当該土地が不用となつた時期から五年又は同項の規定による告示の日から二十年のいずれか遅い時期までに、国土交通省令で定めるところにより、施行者から権利取得裁決によつて収用された土地の面積に等しい面積の土地(当該不用となつた土地の面積が第五項の規定による通知をした買受権者に係る権利取得裁決によつて収用された土地の面積を合計した面積に満たないときは、当該不用となつた土地の面積を同項の規定による通知をした買受権者に係る権利取得裁決によつて収用された土地の面積であん分した面積の土地)を買受けることができる。

2 前項の規定は、土地収用法第八十二条の規定により土地所有者が収用された土地の全部又は一部について替地による損失の補償を受けたときは、適用しない。

3 第一項に規定する不用となつた土地があるときは、施行者は、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を買受権者に通知しなければならない。ただし、施行者が過失がなく買受権者を通知することができないときは、その土地が存する地方の新聞紙に、通知すべき内容を少なくとも一月の期間において三回公告しなければならない。

4 買受権者は、前項の規定による通知を受けた日又は第三回の公告があつた日から三月を経過した後においては、第一項の規定による通知を知らず、買受権を行使することができない。

5 施行者は、第一項の規定による買受権を行使した者の買受けるべき土地の面積と同項に規定する不用となつた土地の形状、面積等を考慮して、国土交通省令で定めるところにより、当該買受けるべき土地がいづれも著しく不整形とならないように定めて、同項の規定による買受権を行使した者と土地の価額について協議しなければならない。この場合において、土地の価額は、第三項の規定による通知又は第一回の公告の時における価格とする。

6 第九條第五項の規定は、前項前段の場合について準用する。

7 第一項の規定によりあん分した面積の土地が過小となることにより買受けるべき土地の利用が困難となると認められるときは、同項の規定にかかわらず、施行者は、政令で定めるところにより、同項に規定する不用となつた土地を利用し易い形状及び規模の土地に分割して同項の規定による買受権を行使した者の競争による入札の方法で売り渡すことができる。

8 前項の場合において、売渡価額が時価をこえるときは、施行者は、政令で定めるところにより、そのこえる額の合計額について、第一項の規定による買受権を行使した者に対し、その者に係る権利取得裁決によつて収用された土地の面積によつてあん分した額を払い渡さなければならない。

(土地収用法の適用除外)

第二十一条 土地収用法第十一条から第十五条まで及び第三十五条の規定は、施行者が同法第三十条の二において準用する同法第三十条第一項の規定による届出をした後は、適用しない。

2 土地収用法第六條及び第七條の規定は、第四十一条において準用する土地区画整理法第百三條第四項の規定による公告の日の翌日以後前条第一項に規定する不用となつた土地については、適用しない。

第三節 土地整理

第一款 通則

(施行規程及び施行計画の決定)

第二十二条 施行者は、土地収用法第三十条の二において準用する同法第三十条第一項の規定による届出をした後、速やかに、土地整理を施行するため施行規程及び施行計画を定めなければならない。この場合において、その施行計画において定める設計の概要については、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあつては国土交通大臣の、その他の者にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(施行規程)

第二十三条 施行規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 土地整理の名称

二 施行区域（施行区域を工区に分ける場合においては、施行区域及び工区。次条第一項において同じ。）に含まれる地域の名称

三 事務所の所在地

四 土地整理審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項（委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く。）

五 その他政令で定める事項

2 地方公共団体が定める施行規程は、当該地方公共団体の条例で定める。

（施行計画）

第二十四条 施行計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行区域、設計の概要、土地整理施行期間及び資金計画を定めなければならない。この場合において、土地の集約のために公共施設の新設を必要とするときは、当該新設しようとする公共施設の用に供すべき土地の面積の施行区域の面積から根幹公共施設の用に供すべき土地の面積、開発誘導地区に充てるべき土地の面積及び第二項各号に掲げる土地の面積を控除した面積に対する割合を定めなければならない。

2 施行計画においては、土地整理を施行するために必要な公共施設及び宅地（第二項第七項第一号に掲げる土地以外のものをいう。以下この節において同じ。）に関する計画が適正に定められていなければならない。

3 施行計画においては、土地整理施行期間は適切に定めなければならない。

4 施行計画における設計の概要は、新都市基盤整備事業に関する都市計画に適合して定めなければならない。

5 施行計画の設定について必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。

（施行計画の決定及び変更）

第二十五条 施行者が施行計画を定め、又は変更しようとする場合については、土地区画整理法第五十五条の規定を準用する。

2 施行者は、施行計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、施行計画又はその変更に関係のある根幹公共施設を管理する者となるべき者に協議しなければならない。

（一団の宅地となる換地の希望の申出）

第二十六条 施行区域内の宅地の所有者は、前条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第九項の規定による公告があった日から二月以内に、国土交通省令で定めるところにより、その所有する宅地について、二筆以上の宅地が一団となるよう、又は他の所有者の宅地と併せて一団となるよう換地が定められることを希望する旨の申出をすることができる。

2 施行者は、前項に規定する公告があつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、同項の申出ができる旨を施行区域内の宅地の所有者に周知させる措置をとらなければならない。

（土地整理審議会）

第二十七条 新都市基盤整備事業ごとに、地方公共団体に土地整理審議会（以下この条及び次条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、換地計画及び仮換地の指定に関する事項についてこの法律及びこの法律において準用する土地区画整理法に定める権限を行なう。

3 土地区画整理法第五十六条第二項及び第四項、第五十七条から第六十四条まで並びに第三百三十条（第一項ただし書を除く。）の規定は、審議会について準用する。

（評価員）

第二十八条 地方公共団体の長は、地方公共団体が施行する新都市基盤整備事業ごとに、土地の評価員について経験を有する者を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。

2 前項の評価員は、非常勤とする。

3 地方公共団体は、換地計画において清算金を定めようとする場合においては、土地及び土地について存する権利の価額を評価しなければならないものとし、その評価については、第一項の規定により選任された評価員の意見を聴かなければならない。

（土地区画整理法の準用）

第二十九条 土地区画整理法第七十二条（第一項後段を除く。）、第七十三条、第七十七条、第七十八条、第八十条、第八十二条、第八十三条及び第八十五条（第六項を除く。）の規定は、土地整理について準用する。

第二款 換地計画

（換地計画の決定及び認可）

第三十条 施行者は、施行区域内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が市町村であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 土地区画整理法第八十六条第三項及び第四項の規定は、前項の換地計画について準用する。

（換地計画）

第三十一条 換地計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 換地設計

二 各筆換地明細

三 各筆各権利別清算金明細

四 換地を定めない宅地その他の特別の定めをする土地の明細

（換地計画の縦覧及び換地計画についての意見書の処理）

第三十二条 施行者が換地計画を定めようとする場合については、土地区画整理法第八十八条第二項から第七項までの規定を準用する。

（換地）

第三十三条 換地計画において換地を定める場合においては、次条の規定により根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地に換地すべき土地として指定されるものを除き、換地及び従前の宅地の地積が照応するように定め、かつ、換地及び従前の宅地の位置、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に勘案して施行区域内において換地が定められる者の衡平が図られるように定めなければならない。

2 土地区画整理法第八十九条第二項の規定は、前項の規定により換地を定める場合について準用する。

（根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地に換地すべき土地の指定）

第三十四条 換地計画においては、新都市基盤整備事業の用に供するため収用により取得した土地及び施行者が所有するその他の土地（第二項第七項各号に掲げる土地を除く。）の全部又は一部を根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地に換地すべき土地として指定しなければならない。

（換地を定めるに当たつて一団となるよう配慮すべき場合）

第三十五条 第二十六条第一項の規定により一団となるよう換地が定められることを希望する旨の申出があつた宅地については、当該宅地を一団として用いることが土地の利用上望ましいと認められるときは、換地計画において換地を定めるに当たつて、当該宅地が一団となるよう配慮しなければならない。

（換地計画を定める場合の基準）

第三十六条 換地計画を定めるに当たつては、土地区画整理法第九十条から第九十二条まで並びに第九十五条第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定を準用する。

（清算金）

第三十七条 第三十四条の規定により根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地に換地すべき土地として指定された土地以外の宅地の換地に伴う清算金については、土地区画整理法第九十四条前段の規定を準用する。

(換地計画の変更)
第三十八条 市町村は、換地計画を変更しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 土地区画整理法第八十六条第四項の規定は市町村から前項の認可の申請があつた場合について、同法第八十八条第二項から第七項までの規定は施行者が換地計画を変更しようとする場合(国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)について準用する。

第三款 仮換地の指定、換地処分、清算及び権利関係の調整

(仮換地の指定)

第三十九条 土地整理における仮換地の指定については、土地区画整理法第三章第三節の規定を準用する。

(根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地に換地すべき土地として指定された土地の一括換地)

第四十条 第三十四条の規定により根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地に換地すべき土地として指定された土地は、一括してこれらの土地に換地され、次条において準用する土地区画整理法第三十三条第四項の規定による公告があつた日の翌日において施行者に帰属するものとする。

(換地処分等)

第四十一条 土地整理における換地処分については、前条に定めるもののほか、土地区画整理法第三十三条、第四十条第一項から第五項まで、第八項及び第九項、第五十五条、第六百六条並びに第六百七条第一項から第三項までの規定を準用する。

(清算)

第四十二条 土地整理における清算については、土地区画整理法第十條第一項から第六項まで及び第八項、第九項並びに第十二条の規定を準用する。

(権利関係の調整)

第四十三条 土地整理に伴う権利関係の調整については、土地区画整理法第三章第七節の規定を準用する。

第四節 処分計画

(処分計画)

第四十四条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、処分計画を定めなければならない。

2 処分計画においては、根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区内の土地(以下「施設用地」と総称する。)の処分方法及び処分価額に関する事項並びに処分後の開発誘導地区内の土地の利用の規制に関する事項を定めなければならない。

(処分計画の認可等)

第四十五条 施行者である地方公共団体は、処分計画を定めようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県にあつては国土交通大臣に、市町村にあつては都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとする場合(国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)においても、同様とする。

2 第二十五条第二項の規定は、施行者が処分計画を定め、又は変更しようとする場合について準用する。

(処分計画の基準)

第四十六条 処分計画においては、都市計画において定められた開発誘導地区内の土地の利用計画を実現するため適切かつ効果的であるように当該地区内の土地の処分方法を定めなければならない。

2 処分計画においては、施設用地の処分価額は、土地の取得に要する費用及び土地整理の施行に要する費用を基準として定めなければならない。

第四十七条 処分計画においては、政令で特別の定めをするものを除き、根幹公共施設の用に供すべき土地は当該根幹公共施設を管理する者となるべき者に、開発誘導地区内の土地は当該地区内

の土地を都市計画において定められた当該土地の利用計画に適合するように造成することとなる国、地方公共団体又は地方住宅供給公社に譲り渡すように定めなければならない。

第五節 施設用地の処分等

(施設用地の処分)

第四十八条 施行者は、施設用地をこの法律及び処分計画に従つて処分しなければならない。

2 地方公共団体がこの法律の規定により行なう施設用地の処分については、当該地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

(実施計画)

第四十九条 施行者又は開発誘導地区内の土地を施行者から譲り受けた者(第四十七条の政令において特別の定めをするものを譲り受けた者を除く。)は、当該地区内の土地を当該土地の上に建設されることとなる施設の敷地として造成しようとするとき(工業団地造成事業を施行しようとする場合を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の造成及びその土地の上に建設されることとなる施設の建設に関する実施計画を定めることができる。

2 施行者若しくは開発誘導地区内の土地を施行者から譲り受けた者又はこれらの者から造成された敷地を譲り受けた者(次条の規定により建築物を建築しなければならない者を除く。)は、前項の実施計画をすみやかに実現するように努めなければならない。

3 第一項の実施計画の設定について必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。

(建築物の建築義務)

第五十条 施行者から第四十七条の政令において特別の定めをするものを、又は実施計画に基づき敷地を造成した者から教育施設、医療施設、購置施設その他の施設で、施行区域内の居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものを建築すべき土地を譲り受けた者(その承継人を含むもの)と、国、地方公共団体及び地方住宅供給公社を除く。)は、その譲受けの日から二年以内に、処分計画又は実施計画で定める建築物を建築しなければならない。

(開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分の制限)

第五十一条 第四十一条において準用する土地区画整理法第三十三条第四項の規定による公告の日の翌日から十年間は、開発誘導地区内の土地(工業団地造成事業を施行すべき土地を除く。以下この項において同じ。)又は当該土地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

一 当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、地方住宅供給公社その他政令で定める者である場合

二 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合

三 相納処分、強制執行、担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。)又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合

四 土地収用法その他の法律により収用され、又は使用される場合

2 前項に規定する承認に関する処分は、当該権利を設定し、又は移転しようとする者がその設定又は移転により不当に利益を受けるものであるかどうか、及びその設定又は移転の相手方が処分計画に定められた処分後の土地の利用の規制の趣旨に従つて当該土地を利用すると認められるものであるかどうかを考慮してしなければならない。

3 第一項に規定する承認には、処分計画に定められた処分後の土地の利用の規制の趣旨を達成するため必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(買戻権)

第五十二条 施行者が処分計画に従つて開発誘導地区内の土地を譲り渡す場合又は実施計画に基づき敷地を造成した者がその敷地を譲り渡す場合においては、これらの者は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百七十九条の定めるところに従い、当該譲渡の日から第四十一条において

準用する土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告の日の翌日から十年を経過する日までの期間を買戻しの期間とする買戻しの特約をつけなければならない。

2 前項の特約に基づく買戻権は、開発誘導地区内の土地若しくは敷地を譲り受けた者又はその承継人が第五十条若しくは前条第一項の規定に違反した場合は同条第三項の規定により附された条件に違反した場合に限り、行使することができる。

3 前項の規定にかかわらず、同項の土地若しくは敷地又はその上に建築された建築物に関し前条第一項の承認を受けて権利を有する者があるとき、又は前項の違反事実があつた日から起算して三年を経過したときは、第一項の特約に基づく買戻権は、行使することができない。

4 第一項の規定により買戻した土地又は敷地は、処分計画の趣旨に従つて処分しなければならない。

第三章 雑則

(標識の設置)

第五十三条 新都市基盤整備事業を施行しようとする者又は施行者は、新都市基盤整備事業の施行の準備若しくは施行に必要な測量を行なうため、又は仮換地若しくは換地の位置を表示するため必要がある場合には、国土交通省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)

第五十四条 新都市基盤整備事業を施行しようとする者又は施行者は、新都市基盤整備事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、新都市基盤整備事業を施行しようとする、若しくは施行する土地を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書の交付を求めることができる。

(費用の負担)

第五十五条 新都市基盤整備事業に要する費用は、施行者の負担とする。

(新都市基盤整備事業の引継ぎ)

第五十六条 現に施行されている新都市基盤整備事業の施行区域となつていない土地の区域については、その施行者の同意を得なければ、その施行者以外の者は、新都市基盤整備事業を施行することができない。

2 現に施行されている新都市基盤整備事業の施行区域となつていない土地の区域について、前項の同意を得て、新たに施行者となつた者がある場合においては、その新都市基盤整備事業は、新たに施行者となつた者に引き継がれるものとする。

3 前項の規定により新都市基盤整備事業を引き継いで施行することとなつた施行者は、引き継がれることとなつた施行者が新都市基盤整備事業の施行に関して有していた権利義務（その者がその施行する新都市基盤整備事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

4 第二項の場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により従前の施行者がした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者がしたものとみなし、従前の施行者に対してした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者に対してしたものとみなす。

(関係簿書の備付け)

第五十七条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、新都市基盤整備事業に関する簿書その他の事務所に備え付けておかなければならない。

2 利害関係人から前項の簿書の閲覧の請求があつた場合においては、施行者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(書類の送付に代わる公告)

第五十八条 施行者は、新都市基盤整備事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類

を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代わることができる。

2 前項の規定による公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(資金の融通等)

第五十九条 国は、施行者に対し、新都市基盤整備事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(施行者に対する監督等)

第六十条 国土交通大臣は施行者である都道府県に対し、都道府県知事は施行者であるその他の地方公共団体に対し、それぞれ、それらの者が行う工事又は処分が、この法律、この法律に基づく命令又は新都市基盤整備事業である都市計画事業の内容、施行計画、換地計画若しくは処分計画に従つていないと認める場合においては、新都市基盤整備事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、工事の中止若しくは変更又は処分の差止めその他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 施行者である地方公共団体は、前項の規定による要求を受けたときは、当該工事の中止若しくは変更又は当該処分の差止めその他必要な措置を講じなければならない。

(報告、勧告等)

第六十一条 国土交通大臣は施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村に対し、それぞれの施行する新都市基盤整備事業に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する新都市基盤整備事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(根幹公共施設及び関連公共施設の整備)

第六十二条 処分計画に従つて施行者から根幹公共施設の用に供すべき土地を譲り受けた者は、すみやかに、根幹公共施設を整備するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、新都市基盤整備事業の施行に関連して必要となる公共施設及び居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設の整備に努めるものとする。

(新都市基盤整備事業と工業団地造成事業との関係の調整)

第六十三条 国土交通大臣は、開発誘導地区に都市計画法第十二条第一項第三号に規定する工業団地造成事業が施行されるべき土地の区域を定める新都市基盤整備事業に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更に同意しようとする場合においては、あらかじめ、工業立地上の観点からする経済産業大臣の意見を聴かなければならない。

(不服申立て)

第六十四条 次に掲げる処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

一 第二十二條又は第二十五條第一項において準用する土地区画整理法第五十五條第十二項の規定による認可

二 第二十五條第一項において準用する土地区画整理法第五十五條第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）又は第三十二條において準用する同法第八十八條第四項（第三十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

2 前項に規定するものを除くほか、施行者がその施行する土地整理に関し、前章第三節の規定に基づいてした処分その他公権力の行使に当たたる行為（以下この項において「処分」という。）に不服がある者は、市町村がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県がした処分にあつては国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。

3 前項の審査請求につき都道府県知事がした裁決して不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

(不動産登記法の特例)

第六十五条 施行区域内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の特例を定めることができる。

(権限の委任)
第六十五条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(事務の区分)
第六十五条の三 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 都道府県が第五十一条第一項の規定により処理することとされている事務(都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)

二 市町村が第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務(都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)

三 市町村が第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段の規定により処理することとされている事務(都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務(市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)

二 第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段の規定により処理することとされている事務(市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)

(政令への委任)
第六十六条 この法律における土地区画整理法の準用について必要な技術的読替えその他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

第六十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第五十条の規定に違反して、処分計画又は実施計画で定める建築物以外の建築物を建築した者

三 第五十一条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けな

いで、開発誘導地区内の土地又は当該土地の上に建築された建築物を権利者に引き渡した者

四 第五十一条第三項の規定により一定の用途の建築物を建築すべき内容を内容とする条件を附された者で、その条件に違反して、その用途以外の建築物を建築したものの

第六十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても同条の罰金を科する。

第六十九条 第五十三条第二項の規定に違反して同条第一項の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

第七十条 第五十一条第一項の承認について虚偽の申請をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行す

附則 (昭和四十九年六月一日法律第六十七号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行す

附則 (昭和四十九年六月一日法律第六十九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第五条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五〇年六月二五日法律第四五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年三月三〇日法律第五号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

3 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附則 (昭和五六年五月二二日法律第四八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六三年五月二四日法律第六三号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

附則 (平成四年六月二六日法律第八二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(用途地域に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の都市計画法(以下「旧都市計画法」という。)第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域については、建設大臣、都道府県知事又は市町村が第一条の規定による改正後の都市計画法(以下「新都市計画法」という。)第二章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定及びその告示は、この法律の施行の日から起算して三年以内に行なうなければならない。

第三条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日(その日前に新都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項(同法第二十二條第一項において読み替える場合を含む。)の規定による告示があつた日。次条、附則第五条及び附則第十八条において同じ。)までの間は、旧都市計画法第八条、第九条、第十二条の六第一項並びに第十三条第一項第五号及び第九号の規定は、なおその効力を有する。

(屋外広告物法等の一部改正に伴う経過措置)
第十八条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

一 四 略
五 新都市基盤整備法

附則 (平成二一年六月一六日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)

並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)、並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第二百五十七條第四項から第六項まで、第六十條、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日
(新都市基盤整備法の一部改正に伴う経過措置)

第二百四十四條 施行日前に第四百四十五條の規定による改正前の新都市基盤整備法(以下この条において「旧新都市基盤整備法」という。)第四十五條第一項又は第四十九條第一項の規定により地方公共団体が受けた認可又はこの法律の施行の際現にこれらの規定により地方公共団体がしている認可の申請は、それぞれ第四百四十五條の規定による改正後の新都市基盤整備法(以下この条において「新都市基盤整備法」という。)第四十五條第二項又は第四十九條第一項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

2 施行日前に旧新都市基盤整備法第六十條の規定により地方公共団体に對して発した命令は、新都市基盤整備法第六十條第二項の規定によりされた措置の要求とみなす。
(国等の事務)

第二百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一條において「国等の事務」という。))は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
(不服申立てに関する経過措置)

第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。))があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。
(検討)

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附則 (平成二一年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。))は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五條(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第十三百五條、第十三百六條、第十三百二十四條第二項、第十三百二十六條第二項及び第十三百四十四條の規定 公布の日

附則 (平成二五年六月二〇日法律第一〇〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。
附則 (平成二六年六月一八日法律一二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。
附則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第八十一條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。))の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第八十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。
附則 (平成二五年六月二四日法律第四四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第十條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。
附則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。